解散公告（第二回）

当土地改良区は平成二十六年十一月二十八日開催の臨時総会により解散を決議し、平成二十七年六月二十五日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十七年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十四日

茨城県土浦市永井本郷入会地字離山番外一
清算法人新治村大畑土地改良区
清算人代表　鈴木祐次郎

解散公告（第二回）

当基金は平成二十七年七月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十四日

東京都中央区日本橋兜町一一―七
国際観光日本レストラン厚生年金基金
代表清算人　平塚　武

解散公告（第二回）

厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十四日

滋賀県大津市浜大津四丁目一番一号明日都浜大津四〇二
京滋石油厚生年金基金
代表清算人　芝野桂太郎

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年七月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十四日

福岡県福岡市博多区博多駅東一―一三―六
西日本酒類販売厚生年金基金
代表清算人　戸田　善丈

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年一月二十九日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十七年三月三十一日大分県知事職務代理者である大分県副知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十四日

大分県国東市武蔵町糸原四九八番地
学校法人むさし幼稚園
清算人　正本　秀崇

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十四日

静岡県静岡市駿河区八幡町二二番八号
静岡県自動車販売厚生年金基金
代表清算人　近藤　正俊

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十四日

静岡県静岡市駿河区緑が丘町一番三号
静岡県石油厚生年金基金
代表清算人　佐野　裕永

第三十五期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	二〇二、一五一
固定資産	一三、一三三
合計	二一五、二八四
負債及び純資産の部	
流動負債	一一一、八七一
固定負債	五、三〇七
株主資本	九八、一〇六
資本金	三六、〇〇〇
資本剰余金	一八、四七二
利益剰余金	四三、六三四
（うち当期純利益）	（一七一）
合計	二一五、二八四

平成二十七年八月十四日

福井県福井市日之出三丁目九番三号
京福商事株式会社
代表取締役　酒井　宏光

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金平成二十六年度決算公告

一、事業概要

一団体及び個人計四名に対し、総額三十万円の奨励金給付事業を行った。

二、財産目録　平成二十七年六月三十日現在

資産合計	九、四八五、〇〇三円
負債合計	〇円
正味信託財産	九、四八五、〇〇三円

平成二十七年八月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

名古屋市西区比良四丁目二九五番地六
破産者　株式会社住ステーション

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十六年（フ）第七三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一九二、七四三、三九九円

一、配当をすることのできる金額

金一六、一三五、五三八円

平成二十七年八月十四日

名古屋市中村区名駅三丁目四番六号名駅桜ビル四階磯貝・宇佐美法律事務所
破産管財人　磯貝　隆博

配当公告

愛知県豊橋市中岩田二丁目一二番地の一八
破産者　鈴木　良和

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十六年（フ）第二九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六〇、五〇四、二六四円

一、配当をすることのできる金額

金三九、二七六、三二三円

平成二十七年八月十四日

愛知県豊橋市前田中町九番地三
破産管財人　中田　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字枝川八五七番地

二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　軍司　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十四日

事務所茨城県ひたちなか市勝田中央五番一五号二〇一号室　なかさと司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　中里　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市広坂一丁目二三五番地、最後の住所石川県金沢市広坂一丁目八番一七号

被相続人　亡　堀　立世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十四日

石川県金沢市入江二丁目一四六番地一、事務所石川県金沢市新神田二丁目一三番二一号第二城南開発ビル一階一〇一号室
相続財産管理人　岡崎　寛

第45期決算公告

平成27年8月14日

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字中庄司4番地2

白河銘醸株式会社

代表取締役　大谷恭太郎

貸借対照表の要旨（平成26年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	332,383
	固定資産	200,609
	繰延資産	4,931
	合計	537,924
負債及び純資産の部	流動負債	426,549
	固定負債	255,849
	株主資本	△144,473
	資本金	42,000
	利益剰余金	△186,473
	その他利益剰余金	△186,473
	（うち当期純利益）	（1,075）
	合計	537,924